

(様式4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名	北海道 美唄市						
プ ラ ン の 名 称	市立美唄病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 1月 26日						
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	市立美唄病院					
	所 在 地	北海道美唄市西2条北1丁目1番1号					
	病 床 数	143床					
	診 療 科 目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙のとおり		<p>医師確保が非常に困難な状況の中、特に内科医師の不足から内科入院機能を休止しているが、当市の疾病構造は内科が上位を占めている状況から、内科医師の確保による内科入院の再開に全力で取り組み、市民ニーズに対応していく。</p> <p>また、現在の医療体制を最低限確保しつつ、本市の地域医療と市内で唯一の救急告示病院として、近隣の中核病院と連携し1次～1.5次の救急医療を担う。</p> <p>市民に信頼される中核病院として、地域における疾病予防、健康増進を図るため集団検診、医療相談等の保健衛生活動の充実を図る。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)</p> <p>病院事業債元利償還金の2/3(14年度債以前分)ないし1/2(15年度債以降分)相当額</p> <p>高度医療機器に要する経費(高度医療機器及び施設に関する企業債元利償還金の1/3ないし1/2、高度医療機器のリース料、維持費及び修繕費)</p> <p>救急に要する経費(空床確保分、救急外来に要する経費)</p> <p>リハビリに要する経費(費用-収益)</p> <p>保健衛生活動に要する経費(医療相談に係る人件費相当額)</p> <p>小児医療に要する経費(小児入院に係る人件費等の経費-小児入院収入)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	72.9	80.8	98.4	90.6	100.3	
	職員給与費比率	89.3	76.6	62.6	63.1	61.8	
	病床利用率	40.4	46	72.1	72.1	72.1	
	医業収支比率	67.1	74.7	91.1	83.6	92.6	
	不良債務比率	191.8	138.2	121.1	130.6	128.4	
上記目標数値設定の考え方		<p>・計画3年度目に当たる平成23年度に経常黒字化を目指す。また、平成20年度に公立病院特別債(8億3,920万円)を発行し、一般会計の計画的な繰入により、平成27年度末を持って不良債務の解消を目指す。</p> <p>・休床病床の削減を行い平成21年度以降の病床利用率を70%以上に引き上げる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	北海道美唄市 (市立美唄病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		30,898	24,017	25,806	25,806	25,876	
年延外来患者数		77,415	68,883	73,733	73,995	74,257	
救急患者数		3,976	4,500	5,000	5,500	5,500	
救急車搬送件数		343	540	550	550	550	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成20年度に医療事務業務の民間委託実施済み				
		事業規模・形態の見直し	平成20年4月1日一般病床66床削減済み(一般98床、療養45床の合計143床) 平成21年度は更に一般45床削減し、病床利用率の引き上げを目指す。				
		経費削減・抑制対策	平成21年度から医師を除く職員給与を約15%削減(単年度平均74,580千円)し人件費の縮減を目指す。(別紙参照) 近隣病院との連携により薬品及び診療材料の共同購入等の方策を検討し、材料費の削減を目指す。(南空知地域自治体病院等広域・連携検討会議に於いて検討を進める。)				
		収入増加・確保対策	療養病床の効率的運営:内科入院の休止により、療養病床入院患者数への影響があるものの、地域連携の強化(医療総合相談室の有効活用)により、療養病床の利用率を引き上げる。 透析患者の増:美唄せき損センターの透析がH20年度末を持って終了することに伴い透析患者受入に伴う収益増。				
		その他					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	42.8%	18年度	44.9%	19年度	40.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成19年度以前過去3年間の病床利用率が非常に低く、かつ、平成20年度からは内科医師の不足に伴い内科入院の休止を余儀なくされていることから、次のとおり病床数の見直しを行う。 ・平成20年4月1日一般病床66床削減済み(一般98床、療養45床の合計143床) ・平成21年度は更に一般45床削減し、病床利用率の引き上げを目指す。 人工透析患者増(北海道中央労災病院せき損センターからの転院)に対応するため平成20年度に現在の人工透析施設の内部改修を行い透析ベッドの増加を行う。					

		団体名 (病院名)	北海道美唄市 (市立美唄病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	市立美唄病院が所在する美唄市内には、北海道中央労災病院せき損センター（157床）、花田病院（120床）、しろした病院（59床）、倫生会美唄病院（234床）が開設されており、主な近隣の市町村には、岩見沢市立総合病院（484床：岩見沢市）、北海道中央労災病院（312床：岩見沢市）、砂川市立病院（535床：砂川市）が開設されている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」における連携区域は、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、由仁町、長沼町、栗山町、月形町とされている。 その中で、市立美唄病院は、不良債務が多額となっており、将来的な経営状況を見据えて、診療所を含む地域の医療機関との連携などによって、規模を適切に見直す必要があると考えられている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度	<内容> ・南空知地域自治体病院等広域化・連携検討会議において、協議検討中であるが、平成25年度までに結論が得られるよう進めていく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 日頃等)	・点検,評価は毎年6月末頃実施予定。 ・公表は毎年11月市広報誌で公表予定。	
その他特記事項		地域医療の確保のためには、安定した病院経営を維持していくことが必要であり、このため、収入の確保や経費節減など経営の効率化に取り組むが、状況の変化などにより計画が達成されない場合には、更なる診療体制の見直しを行うなど一層の費用の削減や繰入金を増額等により単年度資金不足額の目標を達成を図ることとする。また、資金不足解消後においても、新たな資金不足を発生させないよう経営の健全化に取り組んでいく。	

(別紙)

団体名 (病院名)	市立美唄病院
--------------	--------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度										特別償還 終了年度 27年度
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
収 入	1. 医業収益 a	1,347	1,225	1,087	1,239	1,241	1,243	1,240	1,238	1,243	1,241
	(1) 料 金 収 入	1,273	1,160	1,002	1,115	1,116	1,119	1,115	1,113	1,119	1,117
	(2) そ の 他	74	65	85	125	125	125	125	125	125	125
	うち他会計負担金	50	39	60	100	100	100	100	100	100	100
	2. 医業外収益	183	157	139	153	150	154	153	175	177	175
	(1) 他会計負担金・補助金	170	144	128	143	144	147	147	168	167	165
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	13	13	11	10	6	7	6	6	10	10
	経常収益(A)	1,530	1,382	1,226	1,392	1,391	1,397	1,393	1,412	1,420	1,417
	支 出	1. 医業費用 b	1,875	1,827	1,454	1,361	1,484	1,342	1,328	1,300	1,298
(1) 職員給与費 c		1,155	1,094	833	776	783	769	755	741	746	737
(2) 材 料 費		265	249	173	191	191	192	192	192	192	192
(3) 経 費		366	410	381	349	472	348	349	337	336	333
(4) 減価償却費		84	72	57	42	34	32	30	28	22	17
(5) そ の 他		5	2	11	2	2	2	2	2	2	2
2. 医業外費用		59	69	63	53	51	51	48	44	37	29
(1) 支払利息		33	47	42	32	30	30	27	24	17	8
(2) そ の 他		25	22	20	21	21	21	21	21	20	20
経常費用(B)		1,933	1,896	1,517	1,414	1,535	1,393	1,376	1,345	1,336	1,310
経常損益(A)-(B)(C)	404	514	291	22	144	4	17	67	85	106	
特 別 損 益	1. 特別利益(D)	150	150	254	120	128	123	209	466	580	474
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	150	150	254	120	128	123	209	466	580	474
純 損 益 (C)+(F)	254	364	37	98	16	127	225	533	664	580	
累 積 欠 損 金 (G)	3,772	4,137	4,173	4,076	4,092	3,965	3,740	3,207	2,542	1,962	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	264	207	204	204	205	202	194	201	205	209
	流 動 負 債 (イ)	2,293	2,557	1,706	1,705	1,825	1,799	1,669	1,238	678	207
	うち一時借入金	2,210	2,490	1,640	1,630	1,740	1,710	1,580	1,140	570	90
	翌年度繰越財源(ウ)										
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額										
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)}-{(ア)-(ウ)}	2,028	2,350	1,501	1,501	1,620	1,597	1,475	1,036	473	1	
単年度資金不足額(カ)	209	322	10	0	119	23	122	439	563	474	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	79.1	72.9	80.8	98.4	90.6	100.3	101.2	105.0	106.3	108.1	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	150.6	191.8	138.2	121.1	130.6	128.4	119.0	83.7	38.0	0.1	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	71.8	67.1	74.7	91.1	83.6	92.6	93.3	95.2	95.8	96.8	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	85.8	89.3	76.6	62.6	63.1	61.8	60.9	59.9	60.0	59.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額	2,028	2,350	2,340	2,220	2,219	2,077	1,835	1,276	593	1	
地方財政法上の資金不足 の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	150.56	191.84	215.27	179.18	178.81	167.10	147.98	103.07	47.71	0.08	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	150.6	191.8	138.2	121.1	130.6	128.4	119.0	83.7	38.0	0.1	
病 床 利 用 率	44.9	40.4	46.0	72.1	72.1	72.1	72.1	72.1	72.1	72.1	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

N年度 単年度資金不足額 = (N年度の不良債務額) - (N-1年度の不良債務額)

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円 = ('22年度不良債務額 20百万円) - ('21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	市立美唄病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度										
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特別償還 終了年度 27年度	
収入	1. 企業債	0	162	839	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	69	54	75	37	34	30	28	6	6	6
	3. 他会計負担金										
	4. 他会計借入金										
	5. 他会計補助金										
	6. 国(県)補助金										
	7. その他	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	69	216	921	37	34	30	28	6	6	6
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)										
	前年度許可債で当年度借入分 (c)										
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	69	216	921	37	34	30	28	6	6	6	
支出	1. 建設改良費	25	0	30	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	87	245	69	176	172	165	162	128	129	129
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. その他										
支出計 (B)	112	245	99	176	172	165	162	128	129	129	
差引不足額 (B) - (A) (C)	43	29	822	139	137	135	134	123	123	123	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金										
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	1	0		0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	42	29	822	139	137	135	134	123	123	123	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)											
実質財源不足額 (E) - (F)	42	29	822	139	137	135	134	123	123	123	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特別償還 終了年度 27年度
収益的収支	(27,000)	(0)	(90,000)	(120,000)	(128,000)	(123,000)	(209,000)	(466,000)	(580,000)	(474,000)
	370,190	332,110	395,403	362,990	372,011	369,498	456,120	734,288	846,731	739,169
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	68,999	53,665	44,597	36,721	34,261	30,336	28,275	5,668	5,787	5,910
合計	(27,000)	(0)	(90,000)	(120,000)	(128,000)	(123,000)	(209,000)	(466,000)	(580,000)	(474,000)
	439,189	385,775	440,000	399,711	406,272	399,834	484,395	739,956	852,518	745,079

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。